

第 567 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 10 月 29 日（水）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年10月29日(水) 9時51分～10時40分

2 場 所 広島合同庁舎3号館1階15号会議室

3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正

酒井 朋子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏

角 直樹

橋本 聡

林 秀彦

藤村 直樹

(使用者代表委員)

蔵田 秀和

木村 康宏

長谷川信男

光村 賜純

(広島労働局) 労働局長

宮原真太郎

労働基準部長

木下 麻子

賃金室長

檀上 昌浩

室長補佐

東 恵

賃金指導官

栗林 隆幸

労働基準監督官

渡邊 光広

4 議 事

(1) 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について

(2) 広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定について

(3) その他

① 県最賃答申付帯事項に対する対応結果報告について

② 次回開催日程について

議題

岡田会長

定刻より早いですが、今日出席の方すべておそろいですので、これから第 567 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本審議会の委員の出席状況を事務局からお願いいたします。

東補佐

本日の審議会の委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 2 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 4 名、計 11 名の委員に御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

岡田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、議事を進めたいと思います。まず、議事の 1 でございます。「広島県最低賃金専門部会の廃止決定」について、審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

栗林指導官

広島県最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとする、とされております。

広島県最低賃金につきましては、令和 7 年 9 月 16 日付けの官報に、「時間額 1,085 円に改正する」と公示され、11 月 1 日から発効予定となっておりますので、広島県最低賃金専門部会はその任務を終了したということで、廃止の決定をしていただければと思います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より説明があったとおりですので、広島県最低賃金専門部会に

つきましては廃止ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしということで承認いただきましたので、広島県最低賃金専門部会の廃止を決定いたします。

次に議事の2でございます。「広島県特定（産業別）最低賃金の改正決定」について審議したいと思います。事務局から審議経過の御報告をお願いします。

檀上室長

本年度の広島県特定最低賃金に関する審議経過について御報告申し上げます。

最初に、本年度の広島県特定最低賃金専門部会は、広島県特定最低賃金3業種の専門部会が10月28日までに結審しましたことを御報告いたします。

各特定最低賃金専門部会委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、審議日程の確保に御配慮、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、各専門部会の審議経過の概要について御説明いたします。

本年度、広島県特定最低賃金8業種の改正及び「各種商品、各種食料品小売業」の新設について、労働者側から申出がなされたことを受け、事務局でその内容について審査した後、広島地方最低賃金審議会に対して8月18日付けで改正の必要性の有無についての諮問をいたしましたところ、同日、申出のあったもののうち「各種商品、各種食料品小売業」の新設は「必要性ありとならず」、との答申となりました。また、改正申出の8業種のうち「各種商品小売業」については「必要性ありとならず」となりましたが、使用者側委員から、残り7業種について「本日は必要性について回答できない。」との発言があったことから継続審議となり、次回の本審以降で、8業種一括で答申されることとなりました。

9月4日に再度審議を行った結果、使用者側委員から「改正申出された7業種のうち、労働協約ケースに該当する「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業」及び「自動車製造業」の3業種は必要性を認めるが、公正競争ケースに該当する「金属製

品製造業」、「機械器具製造業」、「船舶等製造業」及び「自動車小売業」の4業種は必要性を認めない。」との意見がありました。労働者側委員からは「本日結論は出せない。持ち帰って検討したい。」との意向が示されたことから、前回審議で結論が出ている「各種商品小売業」の「必要性ありとならず」及び鉄鋼業ほか2業種の「必要性あり」について答申されました。これを受けまして、同日、3業種の金額改正決定に係る諮問をさせていただきました。

このような経過の後、「必要性あり」と答申された3業種の特定期間最低賃金専門部会の委員を任命させていただき、各専門部会において、鉄鋼業は2回、電気機械器具製造業及び自動車製造業は3回の調査審議を経て結審となりました。

なお、残る4業種の必要性については、9月22日に検討小委員会が開催され、労使による二者協議等の結果、4業種は「必要性ありとならず」として検討小委員会から審議会へ報告されることとなり、同日開催された審議会で、4業種は「必要性ありとならず」として答申されました。

3業種の専門部会での審議内容について概要を御報告いたします。

資料の7ページ、資料No.3を御覧ください。

上から、鉄鋼業、引上げ額65円、時間額1,179円、2番目の電気機械器具製造業、引上げ額65円、時間額1,110円、3番目の自動車製造業については、この表は27日時点で作成していますので空いていますが、10月28日の専門部会で決定しており、引上げ額57円、時間額1,105円となっております。

続きまして、資料No.4-1、4-2、4-3を御覧ください。

各専門部会の委員名簿を資料として付けさせていただいておりますので、この委員名簿をもちまして、各委員の御紹介に代えさせていただきたく存じます。

続きまして、資料No.5-1、5-2、5-3を御覧ください。

各専門部会の議事要旨を取りまとめておりますが、自動車製造業に関しましては、昨日3回目の専門部会が開催され部会長報告がなされたことから、資料への掲載が間に合いませんでしたので、議事要旨は机上配付とさせていただきます。併せて御確認願います。

岡田会長

ただいま、各特定期間最低賃金専門部会の審議経過につきまして、事務局から説明

いただきました。これについて御意見や御質問等ございますか。

(意見等なし)

岡田会長

特に御意見なしということでございます。続いて、ただいまの事務局からの説明に対しまして、部会長及び部会長代理として審議を進められた公益代表委員の皆様方、何か補足説明等がございますか。

(特に意見なし)

岡田会長

特に御意見もないということです。それでは、各部会で結審した3業種の特定最賃の部会長報告につきまして、事務局から要旨の読上げをお願いいたします。

栗林賃金指導官

各部会長報告につきましては、資料No.6-1 から 6-2 通し番号 19 ページから 21 ページまでに写しを添付しており、自動車製造業専門部会部会長報告の写しは、別途机上配付させていただきましたので御確認をお願いいたします。それでは、各部会長報告を読上げさせていただきます。なお、読上げに際しましては、各報告書の表題、最低賃金額、効力発生日のみとさせていただきます。

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,179 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,110 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

広島県自動車、同附属品製造業最低賃金の改正決定に係る報告書

前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,105 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

岡田会長

はい、3 業種の部会長報告を受けたことを確認いたしました。ただいまの部会長報告につきまして、何か御意見や御質問等がございますか。

(意見なし)

それでは、答申案の審議に入りたいと思いますが、その前に各側で協議の時間は必要ですか。

使側いかがですか、

長谷川委員

必要ありません。

岡田会長

労側いかがですか。

(必要なし)

それでは、特定最低賃金ごとに採決をいたします。

まず 1 番目、資料No.6-1 通し番号 19 ページ「広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 1名中、賛成1名
労働者代表委員 5名中、賛成5名
使用者代表委員 4名中、賛成4名
全会一致でございます。

それでは、採決の結果、賛成多数となりましたので、部会長報告のと通りの答申案とさせていただきます。

それでは、2番目でございます。別冊資料No.6-2、通し番号21ページ、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 1名中、賛成1名
労働者代表委員 5名中、賛成5名
使用者代表委員 4名中、賛成0名

それでは、反対の方は、挙手をお願いいたします。

公益代表表決委員 1名中、反対0名
労働者代表委員 5名中、反対0名
使用者代表委員 4名中、反対4名

採決の結果、賛成多数となりましたので、部会長報告のと通りの答申案とさせていただきます。

それでは、3番目でございます。別途配付資料の広島県自動車、同附属品製造業最低賃金につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 1名中、賛成1名

労働者代表委員 5名中、賛成5名

使用者代表委員 4名中、賛成4名

全会一致でございますので、部会長報告のと通りの答申案とさせていただきます。

ただいま採決の結果、3業種につきまして部会長報告のと通りの答申案とすることとなりましたので、事務局は答申文案を御用意ください。

檀上室長

3業種の答申文案を用意させていただきます。

(答申文案作成)

答申文案の用意ができました。

岡田会長

それでは、答申文案の要旨の読上げをお願いします。

栗林指導官

それでは、各答申文案を読上げます。

令和7年10月29日

広島労働局長宮原真太郎殿

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月4日付け広労発基0904第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねてきた結果、別紙のと通りの結論

に達したので答申する。

別紙

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

なお、以降につきましては、各答申文案の表題、最低賃金額、効力発生の日の

みを読上げます。

前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 1,179 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,110 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

前号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 1,105 円

効力発生日

令和 7 年 12 月 31 日

岡田会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から読上げていただいた 3 業種の特定最低賃金の改正決定に係る答申文案につきまして、何か御質問・御意見等がございますか。

よろしいでしょうか。それでは 3 業種の特定最低賃金の改正決定に係る答申文案により広島労働局長へ答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

それでは、御承認いただきましたので、3 業種の特定最低賃金の改正につきまして、広島労働局長に答申することといたします。事務局は答申文の用意をお願いいたします。

檀上室長

それでは、答申文を用意いたします。

岡田会長

答申の場面につきましては、報道機関による撮影及び録音を許可します。

檀上室長

答申文が用意できました。

(会長から労働局長へ答申文を手交)

岡田会長

ただいま答申をいたしましたので、宮原労働局長より御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

宮原労働局長

広島労働局長の宮原でございます。

10月1日付けで着任をいたしました。

広島県における労働行政の推進に誠心誠意、努力してまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ本日広島県特定最低賃金の金額改正につきまして、御審議の上、答申をいただき、誠にありがとうございました。

本日の審議会までの経緯といたしましては、9月4日に諮問させていただきました3業種の金額改正審議を各専門部会において、公労使それぞれの立場で慎重に御審議をいただき、専門部会長に報告の取りまとめをいただきました。

その上で、本日の審議で答申をいただきましたことは、ひとえに公労使各委員の皆様への御審議の賜物でございます。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日答申をいただきました特定最低賃金につきましては、年内発効に向けまし

て所要の手続きを進め、正式決定となりましたら、周知・広報とともに最低賃金の履行確保に向けて取り組んでまいります。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

ありがとうございました。

報道機関の皆様のご撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

続きまして、今後の公示等の予定につきまして、事務局から説明をお願い致します。

檀上室長

本日、答申をいただきました3業種の広島県特定最低賃金の改正決定につきましては、本日付けで異議申出の公示をいたします。異議申出の締切日は、最低賃金法の規定により、15日後の11月13日木曜日となります。公示期間内に異議の申出がありましたら、11月14日金曜日の午前10時00分から4号館2階第11号会議室で開催予定の審議会において御審議をお願いすることとなりますが、異議申出がなかった場合には、11月14日の審議会は開催いたしません。審議会開催の有無については、11月13日の午後5時ごろに、一旦、委員の皆様にごメールで連絡させていただきます。異議申出があった場合には、その内容も併せてお知らせします。

本日答申いただいた3業種の特定最低賃金については、異議申出がない場合、又は異議申出のあった場合でも、11月14日開催予定の本審で御審議いただいた結果が本日の答申どおりとされた場合には、その後の事務処理を速やかに進め、11月28日金曜日に官報公示となり、効力発生日は答申どおり指定日発効として12月31日となる予定です。なお、本日の答申内容につきましては、今後プレス発表を行う予定としております。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事の3「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

はい、8月18日に当審議会から地域別最低賃金の改正決定についての答申をいただいた際、審議会から4つの要望がなされておりましたが、その対応結果について御報告いたします。資料No.7、23ページの資料を御覧ください。

答申文の中段から、審議会からの付帯決議事項が記載されています。

答申内容につきましては、8月18日答申をいただいた日に直ちに厚生労働省には報告をしております。要望事項が4項目ございますので、各項目について御説明いたします。

まず、項目番号1については、資料No.8-1及び8-2、21ページから28ページのリーフレットを御覧ください。業務改善助成金のほか、キャリアアップ助成金、IT導入補助金、中小企業省力化投資補助金、ものづくり補助金、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金などといった支援制度を厚生労働省、中小企業庁で強化しているところです。

項目番号2については、資料No.8-3、34ページを御覧ください。公正取引委員会が作成した「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」において、内容としましては、令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要、労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果、労務費価格転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付状況、サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付状況、事業者名公表10名に対するフォローアップ調査の結果、令和6年度調査で明らかとなった課題と今後の取組、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、労務費転嫁指針の周知について掲載されております。また、当局では、令和7年10月に中国経済産業局長及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所長に対し、広島県最低賃金の改定を周知するとともに、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた環境整備について要請しております。

項目番号3につきましては、資料No.8-4、48ページを御覧ください。「年収の壁・支援強化パッケージ」とありますが、これは政府がフルタイム労働者だけで

なくパートタイム労働にも賃上げの流れを波及させていくために、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要として決定されたものであり、政府全体として周知広報することとされており、広島労働局におきましても、周知に取り組んでいるところです。

要望事項の項目番号4については、資料No.8-5 通し番号 50 ページを御覧ください。全国の令和7年度地域別最低賃金答申状況をまとめたものです。右端に全国の発効日が記載されております。中央最低賃金審議会目安に関する公益委員見解の「地方最低賃金審議会への期待等」においては、「地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し影響率が大幅に上昇していることから、賃金の支払いを行う事業者の状況を考慮し、引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行うよう要望する。」との見解が示されており、広島におきましても発効日について労使双方の立場で審議されました。

最後に、今年度の地域別最低賃金、特定最低賃金の審議状況を踏まえ、来年度の審議の進め方について、今年度中に運営小委員会等を開催したほうがよいと考えておりますが、この場で検討していただいでよろしいでしょうか。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

いま、事務局から当審議会の答申文の付帯決議への対応状況の説明を受けました。まず、これについて御質問等ございますか。

長谷川委員

今回、8月18日に岡田会長の方から労働局の方に最低賃金の改正決定についての答申があったと、その中で、やはり地域別最低賃金が6.4%と大変に高い率で上がっており、労使また公益委員を含めて、賃上げ原資の確保をやっていかないと厳しいという共通見解の下、今回こういった（付帯決議を付した）答申がなされ最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であると述べております。そうした状況にあって、例えば業務改善助成金について、昨年より今年の金額が上がっている、あるいは補助率の単価が上がったり、区分が上がったりとか、そういう取組はなされていますか。

檀上室長

資料№.8の2、31ページの一番上に業務改善助成金の項目があり、赤で「拡充」と記載されているところが、新たに今回拡充された部分です。

長谷川委員

具体的には、何がどう変わったのでしょうか。

檀上室長

まず、対象事業場でございますが、従来は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象となっていたものが、拡充によって、事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象と、対象範囲が広がっております。

もう一つの拡充としましては、賃金引上げ計画をこれまでは事前に提出しないといけなかったものが、その計画の省略が可能となったという拡充になっております。

長谷川委員

一定の前進はあったのでしょうか、やはり今回6%上がったということなので、上限額であるとか、助成率についての引上げをお願いしたい。業務改善助成金だけではなく、IT導入補助金だとか、ものづくり、省力化とかありますので、そういったところについても、引き続き分かり易い緩和策を、これからもやっていただかないといけない。大変に賃上げ原資が厳しい、価格転嫁も厳しい中で、そういったことを実際やっていかないといけないというのが、この審議会での総意だと思いますので、よろしく願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

他に何か御意見、御質問等ございますか。

(意見等なし)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、もう1点、「来年度の審議の進め方について」でございます。

今年度中の運営小委員会の開催が、事務局から提案されました。

これにつきまして、何か御意見等ありますか。

特定最低賃金の審議の進め方について、今年度は検討委員会、運営小委員会等やってきましたが、いろいろな御意見があったと思います。これについて、今年度中に、もっといえば年が明けて3月に今年度最後の本審がある訳ですが、それまでに運営小委員会の開催をしてはいかがか、ということでございますが、いかがでしょうか。

発効日であるとか、検討小委員会の開催可否、あるいは審議の進め方であるとかについて、つまり、今後の進め方についての協議を行った方がいいのではないかということですが、いかがでしょうか。

労側いかがですか。

橋本委員

年度内に1回あって、そこで話をするのですか。

岡田会長

方向性を協議したい、そこで結論を出すとかではなく。

橋本委員

だらだらやるものではないと認識していますが、折り合いが付かない場合はもう1回やるとか。一応目標は年度内1回で終わるということで。

岡田会長

使側いかがですか、

長谷川委員

趣旨的なものをもう少し教えていただけますか。

岡田会長

特定最低賃金専門部会が、今年は業種によっては3回組めなかった。2回というものもあった。そこにはやはり発効日の問題が一つあるということですね。それからもう一つは必要性あり、なしの協議に時間がかかったということがありますので、その進め方や方向性を来年はどうするか、ということも含めて、運営小委員会で協議しておきませんかという趣旨です。そこで結論を出すということではなく、来年度の特定最低賃金の進め方について、労使双方で方向性を確認しませんか、あるいは協議しませんかという趣旨です。

伝わっていますか。

長谷川委員

今回、こういった提案は初めてですので、少しお時間をいただいてもいいですか。

岡田会長

次の本審の前までに、運営小委員会を開きたいと思っている、ということを見ると、皆が集まる機会というのはそうはない。異議審があればそこで行えるでしょうけど。

長谷川委員

ここで少し時間をいただきたい。

岡田会長

わかりました。時間を取りましょうか。

事務局別室はありますか。

檀上室長

あります。

岡田会長

では、御案内をいただければと思います。

(使側協議)

岡田会長

それでは、席にお戻りいただきましたので、審議を進めていきます。先ほど提案しましたが、年内ではなく、今年度中の運営小委員会の開催について、労側の方は、進めていただきたいという御意見ですね。

使側いかがでしょうか。

長谷川委員

使側についても、そういった形でやっていただくことについては、問題ありません。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、運営小委員会の開催につきまして、また、事務局の方から調整を行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回の本審の開催につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

東補佐

はい、次回本審の開催日程についてですが、先ほど檀上から御説明申し上げたとおり、特定最賃の改正決定に係る異議申出がなされた場合、11月14日、金曜日午前10時に審議会を開催する予定とさせていただいております。したがって、委員の皆様方には審議会を開催する旨の御案内をさせていただきます。

なお、来年3月には、本年度最後の審議会を開催予定です。主として広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定と令和8年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について御審議をいただく予定です。日程

は後日調整させていただき、連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

特定最低賃金の異議申出があった場合には、11月14日金曜日の午前10時から審議会を開催することとなりますので、各委員には日程確保をよろしくお願いいたします。

先ほど事務局からアナウンスありましたが、審議会を開催するかどうかというのは、11月13日前日の午後5時頃に、一旦委員の皆様にもメールで連絡させていただくという段取りです。

これについて何か御意見はございますか。

(意見なし)

それでは、11月14日に審議会を開催する場合は公開といたします。

来年の3月は、専門部会の廃止決定と特定最賃申出の意向表明について審議予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき審議を公開といたします。事務局は準備をお願いします。

そのほか、各委員から何かありますか。

(意見なし)

事務局から何かありますか。

檀上室長

ございません。

岡田会長

それでは、これで第567回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様、ありがとうございました。